

## 平成21年度「留辺薬まちづくり協議会」(第4回)会議録要旨

◎ 日時	平成21年10月21日(水) 18:30~20:30
◎ 場所	留辺薬町中央公民館 1階 小ホール
◎ 出席者	協議会: 8名(山田会長、前田副会長、飯田委員、石井委員、笠原委員、加藤委員、菅波委員、森委員) 北見市: 塚本企画財政部長、浅野目企画課長、松崎環境課長、佐野企画担当係長、伊藤企画担当、角丸留辺薬教育事務所長 岸田子育て支援推進室主幹、赤間産業課長、若杉留辺薬総合支所主幹、鎌田耕地係長 事務局: 清野総合支所長 伊藤次長、奥原地域振興担当係長 傍聴者: 1名

### 開 会

事務局

開 会 (18:30)

(総合支所次長)

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから第4回留辺薬まちづくり協議会を開催いたします。はじめに私の方からまちづくり協議会委員一名の辞任について報告させていただきます。松山美江子委員でございますが、9月15日に本人から、現在、仕事の都合でまちづくり協議会に出席出来ない状況であり、今後も仕事の都合で委員として活動することが厳しい状況にあるということで、まちづくり協議会委員を辞職したいという届け出がございました。

事務局といたしましては、今後も続けていただきたいという意向をお伝えしたところでございますが、本人からの強い申し出ということもありまして、会長にもご相談させていただきました結果、これを受理することといたしましたところでございます。なお、後任の委員につきましては、松山委員は公募委員であり、委員の在任期間も平成22年、来年の6月までとなっておりますことから、これから委員公募してお願いしたといたしましても約半年の期間ということでございますので、来年の委員改選時までは14人の委員で活動をしていただきますことをご理解いただきたいと存じます。以上でございます。それでは、会長よろしくお願いたします。

山田会長

皆さんお晩でございます。今、伊藤次長の方からご報告があったように、松山委員が辞任をすると、その旨を私の方にもご連絡いただきました。仕事の都合ということで、これは仕方ないということで返事をしたところでございます。この後は、14名で協議会を進めてまいりたいと考えてございますので皆さんよろしくお願いたします。

朝夕非常に冷え込んでまいりました。今日の伝書鳩を見てもインフルエンザが北見は非常に多いということで載っていましたが、今、学校関係では、市内の小中学校が学級閉鎖ということでやはりこちらの方にもそういう流れが増

えてきておりますので、皆さんにおかれましてはどうか、かからないように気をつけていただきたいと思います。それと、先般、聞いたところによりますと、11月から留辺蘂の各病院でインフルエンザの注射を受け付けているようでございますので、こちらの方もよろしくお願ひしたいと考えてございます。今日は、本庁の方から塚本部長他職員が見えて、この後報告がございませうけれども今日は多くの議題がございませうので、皆さんから忌憚のないご意見をいただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

## 報 告

山田会長 会議に先立ちまして、委員の皆様は事務局より会議の成立についてご報告いたします。

事務局 (地域振興担当係長) 会議開催にあたりましては、規定によりまして半数以上の出席が必要であります。委員14名中、8名の出席をいただいておりますので、半数以上の出席がありますので会議が成立していることをご報告申し上げます。

山田会長 本日の会議につきましては、概ね8時30分を目安に終了したいと考えておりますので、委員の皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

山田会長 それでは、報告に入る前に清野支所長よりご報告がございませうので、よろしくお願ひいたします。

事務局 (総合支所長) 皆さん、こんばんわ。私の方から二点につきまして報告をさせていただきますと思います。

- ・・・ 清野支所長より説明 ・・・
- プレミアム商品券発行事業
- 無料バス事業

山田会長 ありがとうございます。今、支所長の方から二点について報告をいただきました。プレミアム商品券につきましては、他の自治区では直ぐ完売をしたわけでございますけれども、留辺蘂自治区については一週間くらいかかりましたが、それでも最終的に5千セットを完売したということで非常に良かったのでないかと考えているところでございます。

## 報 告

【 (1) 北見市まちづくり基本条例(素案)について 】

山田会長 それでは、次の報告に入らせていただきます。

(1) 北見まちづくり基本条例(素案)についてご報告をいただきたいと思います。この条例の検討につきましては、私どもの留辺蘂まちづくり協議会か

ら笠原委員に、市民会議の委員として参加をしていただき、約2年3か月という期間をかけてまとめていただいた素案でございます。

今日は、本庁より塚本部長、浅野目課長、佐野係長、伊藤主任の4名に来ていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

塚本  
企画財政部長

おばんでございます。企画財政部長の塚本でございます。

今日は、まちづくり基本条例（素案）についてご説明を申し上げる時間をいただき本当にありがとうございます。ご承知のように、このまちづくり基本条例でございますが、振り返りますと合併時のお約束事項の中に、この一市三町が一つになるための考え方として基本条例、すなわち新市に向けまして正しい規範としてそれを作っていくまいという考え方が確認されておりました、その中でこの条例の素案について、これまでも皆さんにご協力をいただいたところでございます。ただいま、山田会長さんからもお話がございましたが、この市民会議、19年6月に立ち上げをいたしまして、まちづくり協議会の方からも、特にこの留辺薬の協議会の方からも笠原議員にご参加を賜りまして、46回にわたる協議の末の成果、結晶だとみていいと思っております。本当に長い間お世話になり有り難うございます。感謝申し上げます。また、委員の中には留辺薬自治区の方から自治区推薦といたしまして、橋本委員、そして公募では、杉本委員のご参加も賜りました。重ねてお礼申し上げます。

今日は、この内容についてそれぞれご説明を申し上げますが、市民会議の方から答申いただいたのち、事務局の方におきましては、それぞれホームページにて採用するとか、それから、総合支所、当所においても勿論でございますが、総合支所等それから窓口におきましても、本当に市民の皆さんにみていただきますように、閲覧の場所を広くもってまいりましたし、また、今日はまちづくり協議会におきましても説明申し上げますが、明日からは市民説明会と称しまして、端野をかわきりにいたしまして、来週の月曜日、火曜日、水曜日までそれぞれの自治区で説明会を開催していく予定になっております。多くの皆さま方の参加をいただきながら、このまちづくり基本条例の内容についてご説明申し上げ、そして、市の成案を作り上げ議会の方へ提案をして参りたいと思っております。

本日この素案の内容につきまして、担当の方からご説明申し上げますが、それぞれ意見をいただきまして、市の成案に持ち帰りたいと思っておりますので、よろしくお願ひをさせていただきたいと思っております。

私の方からは簡単に申し上げましたが、この後、伊藤主任の方から内容についてご説明申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

伊藤企画担当

おばんでございます。企画財政部企画課の伊藤でございます。

北見市まちづくり基本条例（素案）の概要につきまして説明させていただきます。

- 第1章 総則
- 第2章 自治の基本原則
- 第3章 市民
- 第4章 議会
- 第5章 市長等
- 第6章 情報共有
- 第7章 市民参加
- 第8章 共働の推進
- 第9章 地域自治
- 第10章 危機管理
- 第11章 国、北海道及び他の自治体との関係等
- 第12章 条例の改正等

**質問・意見**

山田会長                    ありがとうございます。ただいま北見市まちづくり基本条例（素案）について伊藤主任の方から説明がございました。

それでは、委員の皆さんからこの内容についてご質問等があれば承りたいと思います。

前田副会長                大変長い期間かけて、綿密に作られているのはよく分かるんですけども、ひとつ質問ですが、合併1周年の時に市民憲章というのを制定したんですけども、それとの関わりについてはどのような見解なのかと、だいたい市民憲章のことについても内容的には出ていますけども、市民憲章自体というのは出ていませんので、それは別に関係ないのかなと思うんですが。

浅野目企画課長            市民憲章との関わりについてご質問いただきましたけれども、このまちづくり条例につきましては、市政運営をしていく上にあたって、基本的なルールを定めていこうというような内容でまとめられておりまして、市民憲章につきましても、まったく関係がないわけではございませんけども、市民憲章自体は、市民が守るべき規範ですとか行動目標ということで、例えば挨拶をしましょうとか、明るい街をつくりましょうという、そういうような行動目標を定めているということで若干、条例とは違いがあるということですけども、どちらもよりよい町にしていくために定められたものであるということであれば、市民憲章も大変重たい上位にあるものでありますし、この条例も当然そうであるということでおさえていますのでご理解をいただければと思います。

塚本 企画財政部長 7ページの前文のところにその意味合いを加味させていただいて、そういう精神は反映させていただいているところであります。

浅野目企画課長 市民憲章の前文とまちづくり条令の前文、最初の部分ですね。その成り立ちについてはほぼ同じような内容ということで、実は議論をしていった中でこの市民憲章のこの記述が、委員の皆さん大変すばらしいということからですね、その精神を受け継ぎたいということで、この条令の前文はそのような形になったということでございます。

山田会長 はい。他に何か。

森委員 共働という言葉が出ておりますけども、従来であれば、区制の時代であれば、従来の協働というので良かったと思うんですけども、既に自治会制度になっておりますので、共にという表現、これでご苦労されたのではないかと思います。ですけど、これは素晴らしく良いと思います。

山田会長 回答はよろしいですね。他に何か。

山田会長 私から一点あるんですが、今、市長と議会の中で話がついていない副市長のことに、12月でも提案するようなお話でございますけども、素案の中で3ページの②の自治区の設置について、自治区にはまちづくり協議会、自治区長、総合支所を置くと、しっかりと明記してあるんですけども、その辺り行政はどのように考えられておられるのかなと、どうもその辺りの動きがアンバランスな気がするんですけども、折角ここまで位置づけをして住民が参加して条令案を作っているながら、どうもその辺りが理解できない。その辺の考えを聞かせていただきたい。

塚本 企画財政部長 間違いなく合併調整方針、そしてそのことを骨子の中には、総合支所まちづくり協議会を置きますというのがこれは基本的な考え方でございます。合併時の北見市の対応方法といたしましても、合併特例法に基づくものなのか、それから自治法に基づくものなのかということで色々ご議論をいただいている部分もあります。ただそれぞれのその自治区、そして総合支所、まちづくり協議会、このありようにつきましては、北見市独自のもので置いていくという考え方、特にその自治区長にあっては特別職、そして期限を設けない考え方、こういうものが非常に強く押し出されておまして、18年の3月5日の合併において、その行使というものが押されてきたわけでございます。これにつきましては、既にごきます自治区設置条令の中でもそこら辺は明確にされているところでございます。

ただ、現在の小谷市長が昨年の12月に当選された中におきまして、今、山田会長の方からご指摘ございましたように副市長を二名にするという考え方、

まちづくり協議会の方にも何度かきてご説明申し上げさせていただいたわけでしたが、そういう市長の考え方を踏まえた上で、今回のまちづくり基本条例こういうものがあつたように思いますが、ただ、市民会議の中での考え方というのは、あくまでも合併時の考え方を踏襲した中で、こういう形で作り上げてきていただいたということでございます。

第38条をご覧いただければわかるかと思うんですが、その中にもきちんとしたその自治区、それから総合支所、まちづくり協議会、こういうものが明確に謳われております。ですから、この後、市長が考えております自治区長につきましては、市長は必ず置きますよという言い方をされています。ただ、副市長、非常に難しいんですが、副市長につきましては二名にさせていただきますということですが、一方ではその自治区長の考え方っていうのが兼務になるということ、ここの部分の考え方が、非常に難しい部分になるということですが、基本的に市長は自治区長は置きたいと、ただし、副市長においては、自分を補佐する者については、四名ではなくて二名にしますよという言い方で提案をしたいということでございますから、何ていうんでしょう、非常に人格がひとつになっているという部分よりは難しいんですが、職務からいいますと副市長と自治区長は違いますよという考え方の中で、小谷市長が提案をしているということもございますので、そこはどうかご理解を承りたいと思います。ただ、自治区、それからまちづくり協議会等の考え方につきましては、条例の中で基本的な考え方として記載されている部分についてはお分かりになるかと思ひます。これは市民会議の中でも色々議論いただいております。笠原委員がおりますが、そこら辺は、十分ご議論いただいた中での条例素案ということございました。

山田会長

今の塚本部長のお話もよくわかるんですけども、合併協議の時にそこを明確に謳って合併をした、それで市長が選挙でお代りになってから方向が違って捉え方を変えてきたという部分では、旧北見市の市民と旧町の自治区の人達の考えの部分に溝があるような気がするんです。その捉え方で今回素案ができて、本当に住民がしっかりと決まったものを把握できるのかなというのが一番心配です。議会もその辺りが揺れ動いている気がするんです。

塚本  
企画財政部長

そのとおりですね。今、会長がおっしゃられたとおりです。特にこの合併にあたりましては、対等合併という考え方がメインでやってきたという部分がございます。その中でこういった考え方が保守されてきているんだと思うんです。ですから基本線に戻った時の考え方というのは、これは当然これからも守っていかねばならないと思います。ただ未来永劫そういう形で続けていくのかというのは、これは20年先、30年先の事についてはわかりませんが、当面の間はそういう考えでもっていかねばならないことは承知しております。いずれにいたしましても自治区長という考え方につきましては、ここの考え方は変わっておりませんので、その部分についてはお約束ができるんだと

思います。ただ、副市長についてはという言い方でございますので、非常に説明の仕方が難しいかもしれないのですが、簡単に申し上げますと副市長というのは、自治法の161条におきまして、副市長をおきなさいと定義をされております。そして、副市長の責務というのは市長を補佐するものであるという事、それからもう一つには、附属機関である職員、我々みたいな一般職でございますが、それを指導・監督をする事というのが副市長の役割でございます。

それから自治区長の考え方というのは、自治区設置条例の中にもございますが、第9条だったと思いますが、総合支所を統理するとか、自治区の円滑な運営と均衡ある発展に資する。そのためには公共的団体と緊密な連携を図る。それから総合支所と協議会、まちづくり協議会等ですね、こういうものをきちんと統理する。そういうのが自治区長の役割でございますけども、副市長の役割と、自治区長の役割というのは明確に分け隔てられているということでございます。そういう中から、今回の自治区長と副市長のあり方は、市長においては違うという考え方を持った中での提案になっているのではないかと考えられております。以上でございます。

山田会長

その事については、この協議会の中でも市長が来られて、三度ほど説明を受けましたけども、やっぱり飲み込めるかと言われたら100%飲み込めたわけではありませんし、また、委員の皆さんも100%ご理解したというわけでもないんで、どうもその辺りは難しいことだと思います。今後も市長と議会とのやりとりを見るしかないなというふうに思っております。ありがとうございます。他に何かありますか。

飯田委員

この素案を読ませていただいたんですが、内容は素晴らしいものですよ。それを説明会で皆様にご報告されるという事で一回説明会がありますが、先程のお話だと、それ以外にはホームページ、支所・総合支所とか、本庁で閲覧できるということだったんですけども、それだけでは市民全員にはなかなか行き届かないのかなと思うんですよ。皆さんの意見を聞いて、12月の定例会でという事を言われたんですけども、これ以外に何かそういった他の説明方法を考えておられるのかというのが一点と、この素晴らしい素案が決まった後に、どのように住民の皆さんにお知らせしていくのか。こういう素晴らしいものを市民全員の方に知っていただきたいものですから、そのためにはどのような方法を考えておられるかをお聞きしたいんですが。

浅野目企画課長

それでは素案についてですが、これから市民の皆さんに、どのように知ってもらうのかというような事かと思えます。それで、この素案についてはたくさんの方の意見をいただきたいということで、まずホームページでの閲覧ということもございましたけども、ホームページというのは見られる環境の方と、見られない環境の方が当然いらっしゃると思います。それで、各総合支所ですとか、支所・出張所等の窓口にも見られる環境を整えております。それからまちづくり協議

会でご説明させていただくのと、明日から各自治区の住民に対する説明会をそれぞれ一回という事ですけども実施をし、ここでご意見をいただいて、この素案を条例案という形にしていきたいと思っています。ただ、条例ができればそれで終わりという事ではなく、作られた条例が本当に市民の皆さんにも職員にも理解していただくという事が、これからまちを作っていくというために必要となっていきますので、当然条例ができましたらこれを改めて住民の方に説明する場面を作ることや、これに関わっていただいたまちづくり条例検討委員会の方にも一緒に入ってもらって、フォーラムを開催するなどそういう場面を作る。市の広報にも冊子みたいな物を折り込んで、皆さんに知っていただくなどの作業を当然しなければならないと思っております。ただ、この素案を取りまとめるにあたって、市民の声を聞く機会、時間が足りないのではないかというご指摘をいただいた部分は、十分こちらも承知してございますけども、残された時間でできるだけ多くの皆さんに知っていただく努力はしたいと考えてございます。

山田会長                    よろしいですか。

笠原委員                    質問ではなくて関わった人間として、今、飯田さんが言われた事に関して、例えば32ページの43条にあるんですけども、条例趣旨に関する事務等の検証という事で、条例案が制定された後はその条例がきちんと生かされているかどうか、というような条文をこの中に入れてありまして、そういう面で、今心配された部分は条例を制定する事によってある程度は解消できるのかなと、皆さんで考えたところです。色んな方法については、例えば、総合計画についても広報に折り込まれたり、学校、小学校にもそういう資料として配布されたりという事もありますので、同じような手法で子どもの権利条約というの尊重されるということで、特に今後は将来を担って行く子どもに対しての部分は、やはり必要なのかなというような意見も出たところであります。補足というわけではないのですが一応そういう事です。

それともう一つ、条例自体が最高規範というか市民憲章は先程言われていましたような位置付けですが、条例自体が最高条例という事で、既存の条例だとか規則だとかそういうものも、もう一度洗い直しされるという形は、ある意味行政に対する義務付けというような意味合いを持っているということで、第3条に記述しているということですけども、じっくり読んでいただければもっともっと色んな問題点というか疑問点が出てくると思うので、是非説明会に参加していただいて、どんどん質問していただきたいと思っております。

山田会長                    ありがとうございます。飯田委員よろしいですか。

飯田委員                    はい。



山田会長

飯田委員の意見も十二分にわかります。旧町の時にも色々な計画がありましたが、それに携わった委員と職員が十二分にわかっていても底辺まで理解されないのが現状です。説明会がありますといっても、留辺蘂自治区でいえば住民の90%が出席して聞きにくるのかっていったらまずありえない。それに興味を持った人がくるだけで、今回、広報に折り込みをしても、本当に読んでくれるかっていったらそうでもない。今の広報についても、自分にとって大事な記事は読んでいるけど他のところは読んでいないというのが現状です。全市民に周知をするということは何ととっても大変で、やはり、そんな意味ではうちのまち協委員の皆さんが一人でも二人でも、この条例について告知しながら伝えていくという事が大事なのかと思います。そのような事でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この後、塚本部長ほか職員の方たちは公務がございますので、ここで4名は退席をいたします。本日はどうもありがとうございました。

浅野目企画課長

28日にこの会場で住民説明会がございます。声をかけていただいて是非ご出席いただければと思います。本日はありがとうございました。

## 報 告

【 (2) 北見市常呂川水圏環境保全条例について 】

山田会長

続きまして(2)の常呂川水系環境保全条例について報告をさせていただきます。この条例につきましても、常呂川流域に位置する置戸町、訓子府町、北見市の一市二町に住んでいる全ての住民が、常呂川水系の環境保全に向けた共通の認識を持ち、美しい河川環境を創造していくための基本的な考えを示した条例で、10月1日から施行されている条例でございます。本日は、本庁の環境課より松崎課長に来ていただいておりますので、松崎課長の方からご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

松崎環境課長

皆様、おばんでございます。市民環境課長の松崎でございます。本日留辺蘂まちづくり協議会の貴重なお時間をいただきまして今月10月1日に施行させていただきます北見市常呂川水系環境保全条例につきましてもご説明をさせていただきますと思ひます。

・・・ 松崎環境課長より説明 ・・・

●北見市常呂川水系環境保全条例

## 質問・意見

山田会長

松崎課長の方からご説明をいただきました。この条例につきましても第三回の定例市議会で議決を受けた条例でございます。何かお聞きたい事がございましたらお伺ひしたいと思ひます。

笠原委員

北見市では以前にも環境条例というものがありませんでしたね。

松崎環境課長

北見市では環境に関する条例といたしまして北見市環境基本条例と北見市公害防止条例という条例がございます。そういった中で環境について色々対応をしてきているところでございますけれども、この条例は、常呂川水系全体を捉えた河川環境に関する条例という事でございます。

笠原委員

8条では関係行政機関との連携というのが出てはいるわけですが、当然の事ながら条例ですので、これに違反した場合の罰則規定、その他の手続き等についての記載がないわけですね。例えばたばこポイ捨て条例とか他の町なんかでやっている場合がありますよね。当然、罰金だとかそういうケースもあり得るわけです。こういうものってどちらかというとプログラムの発想なのかどうなのかわからないのですが、例えば、10条から17条ですか、もしかしたらそれ以上だと思うんですけど、違反があった場合にどうしたらいいのかという点が一つと、もう一つ常呂川愛護月間だとか啓発活動だとかあるいは環境学習等という事で、積極的に環境保全に取り組むという内容があるんですけども、例えば魚釣り大会とか、そういうような他の課で扱っているような環境に関わるようなものを横断的に集めてやる、そういう事はできないのか。もしできないとすれば、なぜできないのか、逆に言えば、するような方向で検討するというような事も踏み込んで当然、考えて然るべきかというふうに思いますけども。この二点を伺います。

松崎環境課長

まず一点目、罰則というか違反をした場合に対する対応についてですけども、この条例につきましては、あくまでも常呂川水系の環境保全ということで北見市だけではなく、置戸町、訓子府町、一市二町が共通の想いを持って環境を守っていこうと、そういう事でのスタートラインといたしますか、まず、基本的な事をみんなで共有しましょうと、共通の考えをしっかりと持ちましょうと、そういう事での理念的な条例という事で制定させていただいたものでございます。それで当然、色んな違法行為がありますが、廃棄物を捨てるだとか川を汚すとか、そういう行為については、それぞれ所管します例えば廃棄物処理法ですとか水質汚濁防止法という具体的な個別の法律がございますので、そういう法令で対応していただくということで考えておきまして、この条例はあくまでも地域住民として常呂川水系の川をきれいに守っていきましようという、まず基本的な考えに立ちましよう、そういう事での条例の性格ということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、色々な啓発活動といたしますか事業、確かに色々な団体の方、住民の方、それぞれの町で色々な活動がなされていると思います。そういった事は河川環境の保全につながる活動も色々あると思いますので、そういった中で今後、一市二町、北見市だけでなく流域全体で同じような行動としてできるような内容については、今後、より積極的に、例えば同じ日に何か同じ行動を

できるようなそういう計画を立てて、一市二町協力しながらやっていこうと、そういった考えをもっております。また、特に子供達、小中学生を対象にしたような学習活動、常呂川についての理解を深める、実際に川に入って体験をする、そういったような活動についても既にやっている部分もございますので、そういった事業、環境学習活動については、今後より積極的に内容を充実しながら計画をしていきたいと考えております。

笠原委員

例えばまちづくり基本条例の中の第12条、事業者の社会的責任の中で、自然環境などに配慮した事前活動を行うといったことを規定していますが、この常呂川水系については以前から常呂の漁協でしたか、置戸の山林に植林をするなど色んな活動をしていて、単純に水の問題だけじゃなくて生産にも協力している。森林資源から海洋資源までですね。それを北見市の財産として、あるいは置戸町とか訓子府町の財産として認識していく、そういう場面もあります。また、河川を大事にするという事は、産業育成にも当然の事ながらつながっていくと思います。

こういうものを作る時に、理念的なというものが一体にあると思うんですけども、路上喫煙条例とか、パトロールだとか告発だとか、告発は、先程の件でいけば、法令等の産廃だとか水質汚濁防止法ですね。でも、それを誰がやるのかという形になる。やはりそれは市民自体が見ていて、おかしいんじゃないのと言った時に、その窓口がどこになるのか。今であれば看板が立っていて、不審者を見つけたらというようなものもあるかもしれませんが、道路に何か物が落ちていたらここに電話して下さいって書いてあるわけですけども、それと同じように、せっかく条例を作って、みんなで自然を大事にしましょうというような話をしているんだから、じゃあ、それに基づいてこれはおかしいんじゃないのというのが必要で、窓口手続き等についても市民に対して周知という方策を取るべきで、そこまでやらなければ意味がないと思います。作った人達がそこまで想定していたかどうかは別ですけども、でも、実際の運用の段階ではそこまで要請されるのかなとは思いますが。あと、もう一つどうしても同一行動的な発想が多いと思うんですけども、例えば、さっきの河川愛護月間とかですね。これは、それぞれの自治区や置戸町・訓子府町で独自の活動、現在行っているものを土台とし、それぞれ地域ごとにやっているものを大事にしながら、今後も継続していけるような形で行っていくことがいいのではないかと思います。補助金の対象になっている事業もたくさんあるわけですから、その辺の整理統合をする事によって、本当の意味で無駄なお金は使わないで、効率的に条例の趣旨に合ったような活動を継続的にやっていけるのかなと思います。もし、そうでないと、こっちの補助金ではこれは無駄ですよ、けどもこっちらみれば、縦割りの予算からいった時には、二重三重の無駄なケースもあるし、また逆にいうとそれ自体が失われる、そういうチャンスが失われる可能性も出てくるというふうに思います。既に施行されているという事なので、運用の段階ではそういう事も今後課題として考えていただければと思います。

山田会長 今、笠原委員が言われたように、既に施行されている条例でございます。今言われた、罰則規定の部分はしっかりと何か明記しておいたほうがいいのかなという感じをします。そんな意味では、今後、色んな部分で来た時に対応するようにお願いしたいと思います。他になければよろしいですか。それでは常呂川水系環境保全事業について、ここで質疑を終了させていただきます。松崎課長につきましては、この後、公務がございますのでここで退席します。お忙しいところどうもありがとうございました。

松崎環境課長 どうもありがとうございました。

**議 題**

【 (1) 自治区内事業の今後のあり方について 保育課所管事業 】

山田会長 それでは、次第の3、議題に入らせていただきます。

(1) 自治区内事業の今後のあり方について協議をしてみたいです。本日は継続事業という事で協議を行ってまいります。それぞれの事業を所管しております担当課長から説明いただきます。最初に保育課所管の事業について説明をお願いいたします。

岸田 子育て支援推進室主幹 私からは、保育園所管の事業について、ご説明いたします。  
・・・岸田 子育て支援推進室主幹より説明・・・  
●保育園整備事業

**質問・意見**

山田会長 ただいま、岸田主幹より保育園整備事業について説明がございました。これは2年前に一度説明を受けている事業ですね。

岸田 子育て支援推進室主幹 そうです。昨年、一昨年と2年連続して説明をさせていただいております。

山田会長 継続事業という事で、今、説明をいただきました。ご意見・ご質問があれば承りたいと思います。

笠原委員 まだ場所の選定はされてないんですか。

岸田 子育て支援推進室主幹 これから総合支所とも協議をした中で決めていきたいと考えております。

笠原委員 政権が交代し、今までみたいな施設設備の使い方が若干緩まるというか、緩和されるような方向にあるのかなとは思いますが、そういう面で今後、どうしても縦割りだから仕方ないところがあるんですけど、保育園だけなのか、いわゆる厚労省の関係だとか、文科省の関係だとか、様々な複合的な形が

今後考えられるのかなと思うんですが、今度はまた補助率・補助金の問題だとか絡んでくるので、なかなか今の段階では難しいのかもしれないですけども、そういう別な要素も含めて検討していただければいいのかなと思います。その辺は規模になると思うんですけど、ただ建築する場合には地産というか、木材を対応するとか特徴のある施設というような前々からの要望がありましたので、設計段階なのか検討される時かわかりませんが要素として入れておいていただければいいかなと思います。

岸田 子育て  
支援推進室主幹

昨年も、その前の年も委員の皆さんから意見をいただいておりますので、その辺を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

山田会長

2年前も話が出ておりましたけれど、総合的なというか複合的な施設、今、笠原委員からも出ておりましたけれど、厚労省と文科省との絡みで、幼稚園、保育園が一元化のできるような、今、徐々に他の地域ではやっているところもありますので、そんな意味ではそういう部分でもう少し検討していただければと思います。保育園だけにすると、少子化で、せっかく建物を建てても、入園する人がいなくなると意味がなくなってしまうということもありますので、色々と検討の余地があるのかなというふうに思います。

笠原委員

放課後児童クラブですか、直接は関わりないんですけども、子育てを支援するっていう観点からいった場合に、中学生くらいまでの子供の居場所の確保が結構難しいと思うんです。留小で児童クラブを開設しようとした時にも、色々トラブルがありました。自分の立場から言うのもどうかと思いますが、そういう決定権は一体誰が持っているのかというか、どこにあるのかなと考えるんですね。やはりその辺は、まちの機能とか役割だとか、そういうような事を考えて、それぞれ担当部署が違ったとしても、施設についてはどちらが優先なのか、やっぱり決めていかないとまずいのかなという感じはしているんですね。

山田会長

今、委員の皆さんの方から出たような事を踏まえて、今後、また、事業を進めていただきたいと思います。他になければよろしいでしょうか。

議 題

【 (1) 自治区内事業の今後のあり方について

教育事務所 総務課所管事業 】

山田会長

続きまして、教育事務所総務課所管の事業について説明をお願いいたします。

角丸 留辺薬  
教育事務所長

私からは、生涯学習課所管の事業について、ご説明いたします。

・・・角丸 留辺薬教育事務所長より説明・・・

●学校耐震・大規模改修事業

## 質問・意見

山田会長

ただいま学校大規模改修の事業についての説明をいただきました。委員の皆さんの方からご質問、ご質疑あれば承りたいと思います。

笠原委員

既に新聞で発表されている事ですが、国庫支出金の関係で今後どうなるのか、事業が計画通りに行くのかなという事と、先程の担当の絡みもありますけれどもこれは続けていただければと思います。それと別の話で前にも所長さんに色々お願いしたんですが、実は、個人的なことではなく、学校の話で申し訳ないんですけども、温根湯中学校体育館の補強の部分にアスベストが発見されて、それが応急処置の状態であるんですよね。これが温根湯温泉に、もし地震が起きた場合に温中の体育館が避難場所にもなっているものですから、その避難場所には危なくて行けないというような事になると思うんです。ですから学校の日常的な活動の場に、アスベスト飛散の恐れがあるというのもこれは問題ですけども、その部分についても出来るだけ早目に処置していただきたいと、それが結局安心安全につながるとそういう事だと思います。以上です。

山田会長

温中のアスベストは、前に囲いこみをしたのではないですか。

角丸 留辺薬  
教育事務所長

そうです。今の段階としては囲い込みという方法で補強しまして、経過観察をしていくということで過ごしています。ただ、笠原委員がおっしゃられた通り大規模な地震等が起きた時に、果たしてその囲い込みしたものが安全に保たれるかどうかという保障は無いものですから、できるだけ早い段階では改修していく様に、教育委員会全体のテーブルの中でも最優先でやって行きたいということで、本庁の施設整備担当とは打ち合わせをしております。

それと温根湯中学校は、建築基準法の新基準になってから建設されたものなので、耐震化のテーブルの中には入っておりません。

山田会長

以前にまちづくり協議会の中でも、瑞穂の小中学校の存続等の話がありましたが、この改修には加わってきていないですね。

角丸 留辺薬  
教育事務所長

瑞穂は平屋建てでブロック造りなのものですから、耐震の工事はちょっと難しい状況になっています。この計画の中では、学校の存続の部分で児童数が少ないという事もあって、委員会としてまだ結論が出ていない段階だったものですから、後期群の方の計画となってしまいました。ただ今年の3月の定例議会

で、留辺薬自治区の河野議員から質問等で、瑞穂について、山村留学については地域と共に推進するという事で答弁してございますし、あの学校の整備についても地域とまちづくり協議会の意見を取り入れながら検討して行くというような答弁もしていますので、この計画からはちょっと変わってきています。

瑞穂の地域の方は、昨年までは学校を含めてなんですけども、複合施設といえますか学校と一体となった施設整備も考えたんですけども、今、地域の方でPTAを中心として存続問題を検討していただいている中で、学校の改築の方を早急にして欲しいという事で、地域としての意見もまとまったと伺っております。

近々、教育委員会の方にPTA等が出向いて、地域の考え方をお話したいという事で、農繁期が終わった段階で委員会の方に伺う様な予定はしております。

山田会長                      そうですか、わかりました。

笠原委員                      それと関連するわけじゃないですけども、もともと耐震化の前に本来であれば、北見市内の学校の再編問題というのがあったんですよ。これが、たまたま耐震化の方が予算がつくということで、国の方の政策でこういうのがクローズアップされてきたんだと思うんですけども、合併した後でも学校の存続は地域にとってはすごく大事な話なんですよ、今の瑞穂だけでなく他の地域についても。本庁の方で即決するんでは無くて、地域からある程度声をあげていって、将来を見据えて持っていったほうがいいんじゃないかというのも、今後、まち協の中でも検討課題になるのかなと思います。少なくとも市側だけで、統廃合の基準で決められてしまうとなかなか難しい所が出てくるんじゃないかと思います。瑞穂に習うわけでは無いんですけども、何かそういうような話を教育事務所を通じて少しずつですね、地域にもおろしていただければと思います。

山田会長                      そうですね。やっぱりそういう部分では、私共のまちづくり協議会では、しっかりその辺りを見て意見を出していくと、決まってしまうではなくてね。

そこを担当する部分は、われわれの協議会かなと思いますので、今後見届けて行きたいと思います。もし、なければよろしいでしょうか。

**議 題**                              【 （１）自治区内事業の今後のあり方について      総務課所管事業 】

山田会長                      それでは、続きまして、総務課所管の事業について説明をいただきます。

事務局                              私からは、総務課所管の事業について、ご説明いたします。

（地域振興担当係長）              ・・・奥原 地域振興担当係長より説明・・・

●留辺薬まちづくりパワー支援事業

## 質問・意見

山田会長 まちづくりパワー支援事業につきまして説明がありました。委員の皆さんの方からご質問、ご質疑あれば承りたいと思います。

笠原委員 これは、5年間という事で23年度には終わるわけですが、金額が100万円から150万円に上がったので増えているんですけども、前にこの場でもお話ししたかと思えますけども、函館市長選が去年かその前にあった時に、市長の公約として各学校に100万円ずつ配るといような事を実際、政策として行ったわけですね。

ですから自治区に100万円、150万円というのは、はっきり言ったら微々たる物で、これはどの程度のお金なのかなと、今後、自治区で自由に使えるお金というふうに考えていったほうがいいのか、それとも、こういうように、ほんとに小さい規模の小さいものとして置いていったほうがいいのか考えるわけです。

先程のまちづくり基本条例の中でも、自治区の設置という話があったんですけども、旧三町の方は自治区設置という事で、条例の検討の中でもすごく話をしてきたんですが、旧北見にとってみたら、一つの自治区では全然わけがわからなくて、ご存知の方もいるかと思いますが、旧北見市内もいくつかの準自治区的なものに分けたいという発想もあるみたいなんですよ、それは、あくまでも北見自治区の課題としてあると思うんですけど。ですから、単純に旧三町と旧北見市と同じ構造で持っていくのは難しいのかなと、そういう中身を含んでいるものですから、ああいうような結構曖昧な表現になってしまった所もあったんですけども。

それと自治区にとって副市長、自治区長制度とはまた別にして予算の部分、お金の部分で今後どういう形で持っていく方がいいのかということがあります。裁量権というか、決裁権を何処にもって行って、今後やっていったほうがいいのか、これについてはおそらく庁内の検討委員会の中でも話し合われる中身でないかなと思います。この150万円については継続的なので、これについて今の段階で言うことは無いんですが、せいぜい増額してほしいということだと思うんですけど。

それと条例の方でやっている自治活動の充実だとか、市民活動の充実だとか、確か市民協働課のお金でやっている自治会、町内会に対しての補助ですが、本庁の方から縦割で流れてくるお金を、本当にそれでいいのか、そういうものは中身的にはそっちのほうにどんどんお金を入れていく、いわゆる自治会のお金になってくるということも考えられる。

後、細かい所を見ていたら、北見の町内会で確か原材料だけもらって自分たちで補修工事をしているところもあるようで、これも市民協働課でしたか、補助金をもらってというか、そういう様なケースもあるみたいです。

実際に2、3年前にここで市民協働課でしたか、説明があったときも、もし



そういう場面があったら言ってくださいって言われましたので、それはおかしいんじゃないのって言ったことはあるんですけども、北見市内では私の知っているのは1件だけですけどもそういうのがある。

ですから、そういうお金を本庁の縦割で流していくのがほんといいのか、それとも全体にプールするいわゆる自治区にとっての予算にしていたほうがいいのかという事が、パワー支援事業そのものっていう事じゃないですけども、先程の条例からしても、お金のあり方、今後すごく大事な事になるのかなと思っているんですけども。

事務局  
(総合支所長)

原材料費で道路を補修したって言うのは、聞いたこと無いんですけども。  
例えば公園を作りたいと、その用地は自分たちで確保するから、その造成するための資材を含めたものについて市の方で負担して欲しいという形で、地域の小規模公園を作っているというのは北見市内です。

笠原委員

確かそのケースは、市民協働推進課の方の去年か一昨年資料の中にあると思います。

山田会長

今笠原委員が言われた部分は、パワー支援とはまた全然違いますけど、そういうお金がうちで言えば自治会連合会ですか、各自治会がこういうまちづくりをしたいので、補助金をお願いしたいと言えば出せるという様なものも考えられます。

笠原委員

そういう形の方がよりいいのかなと思います。条例を説明するわけではないんですけども、37条でまちづくりの市民の自治活動、条例等で整備をするなどの支援をするとあります。

例えば、北九州では補助金のメニューが一杯あるんですよ、こういう事やったらこれだけお金を出しますよとか、そういうのが条例できちっと決まっているんですよ。ですから、そういうように明朗なルールというか、決めていったほうがわかりやすくいいのかなと言うような事もあります。

山田会長

今、街路の花壇を整備しようということになれば、建設課の方をお願いをしてやっている。例えば、この部分を自治会連合会の方にそのお金が行った場合、自治会連合会に申し出があれば、事業費の何割は出すよというふうにした方が、より明確な動きが出そうな感じはしますけども。

笠原委員

例えば、この北見市全体で同じ基準でやるとしたら、先程言いました様に旧北見市と旧三町の自治会のあり方が全然違うんですよ。加入の仕方も。だから、同じ基準でやってしまうとよけいに無理無駄が出てくるおそれがある。そういう時こそある程度の予算つけて、各自治区でルール決めて、そういう細かいメニューに沿ったような予算付けをしていくということが考えられる。後も

う一つ考えられるのは、京都府でやっている公募型公共事業というのがありません。例えば、今回色々な事業が出ていますけれども、温根湯再生事業が終わった段階では、留辺蘂自治区で大型って言うか、公共事業がほとんどなくなるんですよ。道路その他についても今までは本庁の方で色々計画を作って、それをおろしてきたかもしれないと思われるんですけども、今後の財政状況を考えた時には、地域ごとに自分達でこういう公共事業をやってくださいというような形で持っていく事が、やっぱり地域の活性化というか、まさに自分たちで地域を作っていくというような形、それが全てとは言わないんですけども、そういう公募型の公共事業ってというようなあり方も少しずつ増えてくる、増やして行かないとまずいのかなとは思ってますね。

山田会長                    パワー支援とはちょっと違うほうにずれましたけども、考え方は大体似通っているのかなと思いますが、パワー支援事業につきましては、この後2年継続して行うと言う事でよろしいでしょうか。

石井委員                    素朴な質問ですけど何で23年で終わりなんですか。

山田会長                    当初から5年間ということで始まっています。

事務局  
(総合支所長)                その後についてはなくなりますと限定しているのではなくて、別な事業に乗っかるという可能性も全く無いというわけでもありません。一応当初から5カ年事業として、こういう事業を新設しようという形でスタートしたんです。

菅波委員                    道支出金となっておりますが補助対象事業費とかはあるのでしょうか。

事務局  
(地域振興担当係長)        地域振興補助金というメニューがありまして、市で実施している色々な事業の一つの中に、まちづくりパワー支援事業を入れて道に補助申請をしています。全体ではもうちょっと金額が大きいんですけども、まちづくりパワー支援事業には60万円を補助していただいております。

菅波委員                    全体ではどれくらいあるんですか。

事務局  
(地域振興担当係長)        今資料がないのでわかりません。

石井委員                    大きな事業の中の一部なんですね。

山田会長                    当初19年度の時には、各自治区でパワーをつける事業が何かあったらということで始まり、それを審査するのはまちづくり協議会だよということで2年継続して実施してきました。自治区の実施計画に出てくるのは3年目で初めてですよ。

事務局  
(地域振興担当係長)　　今までは予算も含めて本庁の方で一括して計上していましたが、自治区で全部携わってやっていますので、平成21年度から予算も含めて自治区で持ちましょうということになりましたのでシートに載せています。継続事業としてはずっとやってきていますが、今回このシートに載せるのは初めてです。

山田会長　　パワー支援事業については、早目にやるかやらないか周知しておかないと、新年度になってやりますよといったって2・3カ月でその事業を計画して、実行委員会を作るといっても出来ないよということは言ってきています。

石井委員　　一般の人はこういう事業があるって事自体が知らないと思う。  
私もこの委員になってこういう事がわかったし、だから普通の人はきっと知らないと思います。

山田会長　　これが決まれば、支所の方から告知をしてね、来年度またこういうパワー支援事業がありますよということになれば、今から事業の準備が出来ると。今まではね突発的に来るものだから、2か月ぐらいで実行委員会を組織して大変だったんです。

菅波委員　　受付期間は短いですね。

山田会長　　今までは短かったから大変だったんです。それで特定の団体しか応募出来ないんだろうと思います。今度は、今ここで決まって採択されれば、早めに来年またこういう事業ありますよといえれば準備ができる。  
決定するかしないは3月ですけども、こういう事業はあるよっていう告知はしておいても構わないんでないかと思うんですけど。

事務局  
(地域振興担当係長)　　議会の方の議決をいただかないと応募ができないものですから、周知が遅くなっている状況です。

募集期間も長くしたいんですけども、事前に着工したらダメだめだということになっていて、審査を早くしてあげないと事業に取りかかれない団体もあるんですね。特に5月の初めから事業をやりたいということで申請があった場合、早めに承認してあげないと事前着工になってしまうものですから、審査等の期間を考慮し、約2週間しか募集期間がないということで団体の人にはご不便をおかけしているんですけども。

菅波委員　　それなら、5月までにして、期間を延ばすねとかが必要ではないかと思えます。ちょっと2週間では厳しいですね。

事務局  
(地域振興担当係長) 例えば、植樹とかの事業をやるとしますと5月には実施するものですから、事業が始まってしまいます。

審査を4月の中くらいには終了し、承認してあげなければ事業に取りかかれないということになってしまいます。その辺りは従来から課題だということをしているんですけども、なかなか事前に募集をすることができない事情もあります。

菅波委員 そういう要望もあるんですか。

事務局  
(地域振興担当係長) 事業によってはあります。本来は4月に入る前に募集して、4月から事業に取りかかれるようにしてあげるのが1番いいんじゃないかということで話はしているんですけども、予算の関係もありますのでご理解いただきたいと思います。

菅波委員 何処の自治区も同じですよ、

事務局  
(地域振興担当係長) そうです。

山田会長 やはり早く募集してくれば計画も作れるし、準備もできるということだと思います。

事務局  
(総合支所長) 正式な公募は議会が終わってからでないと、皆さんに周知出来ないと言うのがあるんですけども、事業の制度化については、5カ年間こういった形の話が続けて行こうということで結論が出ていますから、そういった意味で23年度までは進むんだなということで、団体の皆さんは計画していただいているのかなと思います。ただ、その年度の予算が確定するのがあくまでも議会の議決を得ないと、正式に決まらないとなっています。

菅波委員 事業を分かっている人しか毎年応募できないという事ですね。

山田会長 早目に公募して、最終的には3月の議会で決定した段階で確定しましょうということでもいいと思うんですけどね。

笠原委員 札幌市の場合予算案を公開するんですね。まちづくり条例と同じに。それに対して市民から意見を聴取するいわゆるパブリックコメントを行う。予算そのものについて、公開して、市民の意見を聞くという流れまでもう来ているところがあるんです。それに対して色んな要望意見を取り付いて、市の財政の担当者も回答もしているんですよ。

ですから予算編成する段階で、こうやりたいんだけど皆さんどうでしょうかとの流れから行った場合に、最終的にはもちろん議会で決定しないと、僕ら

の中では手続き的にはあるわけですが、ただ予算編成そのものについても市民の参加というか、形としてですね、議員だけでなく市民が直接関われるような方法、方策というの必要なのかなと思います。

例えば、今やっている協議は公開されていますよね。こういう中身を検討していますという事自体が公開されているわけですから、留辺蘂自治区に関しての事業については、誰でも知りえるわけですよ。こういう事業についてはやりますよと言うことで、まち協についても、こういう形でやっていますよということ公開することによって、市民の同意を得ることができる。これはあくまでも決定と言う事ではなくて、市民に対する情報公開ということで、政策決定に市民が関与していくという観点から行けば別段問題はないのかなと思います。むしろこれを、もっともっと進めていったほうがいいのかなと思います。

山田会長

その事については、今後の課題として進めていきたいと思います。

パワー支援事業についてはよろしいでしょうか。それで時間は迫ってきましたがまだ事業がたくさんあります。

事務局

13事業があります。

(総合支所長)

山田会長

産業課で13事業があるんですが、これは次回にして、もう一つ皆さんに協議をしなければならない案件があるんですけども。

若杉 留辺蘂  
総合支所主幹

次回はいつですか。

山田会長

5日ですがよろしいですか。報告事項で時間が長引き申しわけございません。それでは産業課の部分については、次回の11月5日のまちづくり協議会の中で審議していきたいと思います。

その他

【 (1)「北見市地域福祉計画策定委員会」委員の推薦について 】

山田会長

続きまして北見市地域福祉計画策定委員会委員の推薦についてでございます。本年3月に改訂版第一期地域福祉計画が策定されたところでありますが、この計画につきましても平成22年で計画期間が満了することから、第二期地域福祉計画の策定準備を進めているところであり、各まちづくり協議会から委員の推薦をしていただきたいということで依頼があったものでございます。

委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとなっております。まちづくり協議会委員の任期が来年の6月となっております。委員の改正に伴って、この福祉計画策定委員を交代してしまいますと、途中から参加した委員については最初からの審議内容がわからないと言う事になってしまいますので、今回、推薦する委員につきましても計画が策定するまでの間、引き続きお願いをしたいということでございます。どのような選び方をしたらいいか皆さんの

ご意見をいただきたいと思います。

#### 質問・意見

- 菅波委員 代表者以外の方でも、可ということですか。
- 山田会長 はい。
- 森委員 自治会の方にも推薦依頼があり1人選出しました。
- 山田会長 今回はまちづくり協議会の中からと言う事で依頼がきております。福祉関係に詳しい方は。
- 菅波委員 事務局で案はないんですか。
- 山田会長 ないです。
- 菅波委員 笠原委員か飯田委員が適任ではないかと思います。
- 山田会長 福祉関係でつながっているというと、飯田委員、前田副会長ですが。
- 前田副会長 社会福祉協議会からもでています。
- 山田会長 飯田委員については福祉関係に精通しており、飯田委員に策定委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
- 【 ……委員全員 異議なし…… 】
- 山田会長 ご異議なしということですので、飯田委員をお願いすることに決めました。飯田委員よろしく申し上げます。

#### その他

- 山田会長 本日の議題、及び報告案件については全て終了させていただきました。事務局の方から何かございますか、
- 事務局 (地域振興担当係長) 次回以降のまちづくり協議会ですけども、審議日程という資料をご覧くださいと思います。第5回を11月5日木曜日を開催し、本日残った産業課の事業と建設課の事業について協議していただきます。この他11月に2回、1

2月の上旬を目途に答申をして行く予定となっておりますので、よろしくお願  
いいたします、以上でございます。

山田会長

それでは以上を持ちまして、第四回留辺蘂まちづくり協議会を終了させてい  
ただきます。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

以上のとおり、まちづくり協議会（第4回）を終了した。

（20：30終了）